

県民の生活環境の保全等に関する条例第 39 条第 3 項に定める
土壌汚染等対策基準の見直しについて

1 はじめに

(1) 土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法（以下「法」という。）は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。そのために、特定有害物質を取り扱う施設の廃止時等の一定の契機に土壌の汚染について調査することを義務付けており、調査の結果、当該土地の土壌の汚染状態が法施行規則で定める基準（以下「汚染の状態に係る基準」という。）に適合しない場合は、健康被害のおそれの有無に応じて規制対象区域に指定することとなっている。また、区域指定された土地について、健康被害のおそれの有無に応じて汚染の除去等の措置や土地の形質変更前の届出等が規定されている。

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例の概要

県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）は、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染により人の健康や生活環境に係る被害が生ずることを防止することを目的としている。そのために、土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、汚染の防止や施設の点検について規定するとともに、土壌・地下水汚染による人の健康被害や汚染の拡散を防止するため、特定有害物質等を取り扱う事業所における土壌・地下水調査や汚染が判明した場合の汚染の拡散防止に関する義務、土地の形質の変更を行う場合の過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等の調査の義務等について規定している。

2 法で定める土壌の汚染状態に係る基準等について

法では、土壌汚染による人の健康影響に係るリスクとして、①直接摂取によるリスク、②地下水等の摂取によるリスクを管理の対象としており、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、特定有害物質 25 物質が指定されている。

これら特定有害物質による土壌の汚染状態に係る基準として、①地下水経由の摂取によるリスクの観点からの土壌汚染に係るものとして特定有害物質の検液への溶出量による基準（土壌溶出量基準）、②直接摂取によるリスクの観点からの土壌汚染に係るものとして特定有害物質の含有量による基準（土壌含有量基準）、③土壌汚染に起因した地下水の水質汚濁に係る基準（地下水基準）、④汚染の除去等の措置を選択する際に使用する指標として第二溶出量基準が法施行規則に定

められている。

基準を定めるにあたり、土壌溶出量基準については土壌環境基準、地下水基準については土壌溶出量基準、第二溶出量基準については「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に掲げる数値と同じ値に設定されている。また、土壌含有量基準については、有害物質の摂取量が溶出量基準を設定する際に考慮された「地下水からの摂取量」と同レベルになるように設定されている。

3 条例で定める土壌汚染等対策基準について

条例第 39 条第 3 項に基づき条例施行規則第 37 条で定める基準（以下「土壌汚染等対策基準」という。）は、条例により土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制を行う上での判断基準として設定されたものである。

平成 15 年度に開催された愛知県環境審議会地盤環境部会において示された土壌汚染等対策基準設定の考え方は次のとおりである。

- ①土壌及び地下水の基準については、土壌環境基準及び地下水環境基準と整合を図る必要がある。
- ②土壌の基準については、土壌汚染対策法の「土壌溶出量基準」及び「土壌含有量基準」と整合を図る必要がある。
- ③地下水の基準については、水質汚濁防止法の規定に基づく地下水の「浄化基準」と整合を図る必要がある。
- ④基準は科学的根拠に基づいている必要がある。
- ⑤平成 11 年 1 月に環境庁が策定した「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に基づいて、これまで自主的に実施されてきた調査の評価基準と整合を図る必要がある。
- ⑥土壌環境基準と「土壌溶出量基準」は、同じ基準値であり、地下水環境基準と「浄化基準」も同じ基準値となっている。
- ⑦国が基準を設定する際には、中央環境審議会での科学的知見に基づいて十分な検討がなされている。

以上のことを勘案し、土壌汚染等対策基準のうち、土壌に係る基準については、土壌環境基準並びに法施行規則に規定する「土壌溶出量基準」及び「土壌含有量基準」と同じ基準値とし、地下水汚染に係る基準については、地下水環境基準並びに水質汚濁防止法に規定する地下水の「浄化基準」と同じ基準値を設定することが適当とされた。

4 1,1-ジクロロエチレンに係る基準の改正の経緯

H16～17	<ul style="list-style-type: none"> ・ WHO 飲料水水質ガイドラインを改定(1,1-ジクロロエチレンの TDI(耐容一日摂取量) $9 \mu\text{g/kg}$ 体重/日 \rightarrow $46 \mu\text{g/kg}$ 体重/日)
H19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全委員会 TDI を $46 \mu\text{g/kg}$ 体重/日とする食品健康影響評価結果を厚生労働省に通知
H21.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省 1,1-ジクロロエチレンの水道水質基準を廃止 水道水質管理目標値を 0.1 mg/L と改定する省令を施行
H21.9.15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央環境審議会 (答申) 水質環境基準及び地下水環境基準は 0.1 mg/L に見直すことが適当
H21.11.30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省 水質環境基準及び地下水環境基準を 0.1 mg/L に改正
H23.2.18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央環境審議会 (答申) 1,1-ジクロロエチレンの排水基準は 1 mg/L に、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準は 0.1 mg/L に見直すことが適当
H23.10.28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省 水質汚濁防止法の排水基準を 1 mg/L、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を 0.1 mg/L に改正
H25.10.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省 中央環境審議会に対し、6物質の土壤環境基準及び土壤汚染対策法に係る諮問(1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、カドミウム)
H26.3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央環境審議会 (土壤環境基準第1次答申) 1,1-ジクロロエチレンの土壤環境基準値は 0.1 mg/L へ見直すことが適当
H26.3.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省 土壤環境基準を 0.1 mg/L に改正
H26.7.29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央環境審議会 (土壤汚染対策法第1次答申) 1,1-ジクロロエチレンの土壤汚染対策法の基準値は 0.1 mg/L 等へ見直すことが適当
H26.8.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壤汚染対策法施行規則を一部改正、即日施行

5 法に係る 1,1-ジクロロエチレンに関する基準の改正

土壌環境基準の改正に伴い、法の土壌溶出量基準、地下水基準、第二溶出量基準についても見直しが行われ、平成 26 年 8 月 1 日付けで法施行規則の一部が次表のとおり改正され、同日施行された。

		改正前の基準	改正後の基準
汚染状態に係る基準	土壌溶出量基準	0.02 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
	土壌含有量基準	—	—
地下水基準		0.02 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
第二溶出量基準		0.2 mg/L 以下	1 mg/L 以下

6 条例に係る 1,1-ジクロロエチレンの基準の見直し

法の基準改正に伴い、条例規則で定める土壌汚染等対策基準について次表のとおり見直しを行う。

条例では、第二溶出量基準については、条例第 38 条で定める土壌汚染等対策指針の別表 1 に定められており、土壌汚染等対策基準と同様に見直しを行う。

	改正前の基準	改正後の基準
土壌溶出量基準	0.02 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
地下水基準	0.02 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
第二溶出量基準	0.2 mg/L 以下	1 mg/L 以下